

「いじめのない豊野のなかま」を 確実なものとするために

(いじめの防止等のための基本的な方針)

春日部市立豊野中学校

令和4年4月改訂版

目次

はじめに	2
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止に対する基本的な考え方	2
第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	3
2 本校におけるいじめの防止等に関する取組	
(1) いじめの未然防止のための取組	4
(2) いじめの早期発見のための取組	7
(3) いじめに対する早期対応	8
(4) いじめの解消	10
第3 重大事態への対応	
1 重大事態の定義	11
2 重大事態への対応の流れ	11
3 学校又は春日部市教育委員会による重大事態の調査	
(1) 重大事態の発生と調査	12
(2) 調査結果の提供及び報告	15
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	15

はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いている。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布された。

本校では、春日部市教育委員会が推進する「春日部メソッド」の「伝えあい 学びあい 育ちあい 思い合いがうれしい教室」を目指し、学校教育目標である「夢創造」の実現を目指して全教職員一丸となって、教育活動を展開している。すべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っている。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、これまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壌づくりのための様々な対策を講じてきた。それらをさらに確実なものとするため、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「豊野中学校基本方針」）を策定した。豊野中学校基本方針は、いじめ防止等に向けた対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめは、どの子どもも被害者となりうる身近な問題である。そして、深刻な人権侵害となることを十分認識し、子どもたちが互いを尊重し、高め合う人間関係を築き、継続することができるよう、学校、保護者、地域が連携し、それぞれの役割を自覚して、子どもたちを支援することにより、いじめのない社会づくりに取り組むものである。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法 第13条】

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、豊野中学校基本方針を示す。策定した「学校基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を安易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に掲載する。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「元気アップ推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」を設置する。

推進委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、原則として、校長、教頭、教務主任（主観教諭）、生徒指導主任、各学年担当、養護教諭で構成するものとする。

また、推進委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、個々の事案により学級担任や部活動の顧問が参加可能とする柔軟な組織とする。そして、必要に応じて学校医、学校評議員、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

推進委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめているか否かの判断を実施

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、必要に応じた見直し

ケ 重大事態の発生の際は、学校が行う調査の母体となり、関係機関とも連携して対応する。

また、推進委員会は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。また、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにする。

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・ いじめは重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被害生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

学校は生徒に対して、傍観者とならず、推進委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を生徒に理解させる。

また、未然防止の基本的な考えとして、学校は、生徒同士心の通じ合うコミュニケーションや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に最新の注意を払う。

ア 学級経営の充実

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

(ア) 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

① 生徒の気持ちを共感的に受け止める。

② 居場所をつくる。

③ 見守る。（「いつもどうかで先生は見守っている。」）

④ 基準を示す。（「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」）

(イ) 意欲や元気の源になる体験を増やす。

①分かる楽しさを与える。(「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というやる気がわいてくる。)

②自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)

③生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

④生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

などのポイントをおさえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

イ 学習指導の充実

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。逆に、子どもが学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができることから、次の点に留意して、「基礎基本を身に付けた心豊かな生徒の育成」を目指す。

(ア) 春日部メソッドを基にした授業改善をする。

①授業の目標やねらいを明確に生徒に提示する。

②小グループ活動などを取り入れ、言語活動を充実させる。

③明確に評価する。

(イ) 学習規律を徹底する。

(ウ) 朝読書、定期テスト前の補習等の学力向上対策を講じる。

(エ) 家庭学習の方法を考えさせ、家庭学習を習慣化させる。

ウ 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充実を図る。

(ア) 学級の実態を踏まえ、各教育活動で行われる道徳との密接な関連を図りながら「要」としての道徳の時間を充実させることで、心豊かな生徒の育成を図る。

①「私たちの道徳」を積極的に活用するとともに、計画的な指導を務め、読み物資料の選定や分析、発問や板書等を工夫する。

②教育環境の整備、豊かな体験活動、家庭・地域などとの連携を推進することで、道徳的実践の場を確保する。

(イ) 道徳科の教科書を活用し、生徒一人一人の自尊感情を高めたり、いじめを生まない心を育てたりする。

エ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

- （ア）生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会をとらえて見逃さない。
- （イ）自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持ってあたる。
- （ウ）いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。
- （エ）教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ①教師の不用意なひと頃やその他の言動が「いじめ」の発生を許容している場合
- ②教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ③教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

- （オ）教職員の共通理解を図るために、いじめや暴力行為の防止に関する校内研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。

オ 保護者同士のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多い。そこで次の点に留意し、学校でも保護者同士の関係づくりを図っていく。

- （ア）学級担任等がコーディネイト役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめ等の問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
- （イ）PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。
- （ウ）豊野地区少年育成会の活動を通し、保護者や地域社会との連携を強化する。

カ インターネットを通じて行われるいじめの防止

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- （ア）学活等を活用して、ネット問題について生徒向け学習会を毎年度実施する。
- （イ）具体的な資料等の活用を図る。
- （ウ）生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者会等を活用する。

キ 埼玉県が実施する施策への取組

埼玉県が行う施策とタイアップして本校でも次の点に留意し取り組んでいく。

(ア) 11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、意識の高揚を図る。

(イ) 人権意識の高揚を図る。

①人権作文や人権メッセージの作成等を通して、いじめをはじめとする人権問題を主体的に考えさせる。

②人権作文集や「子ども人権メッセージ」を活用し、生徒会活動や授業等において生徒が主体的に考え、話し合う取組を取り入れる。

ク 春日部市元気アップ推進委員会が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気さわやかキャンペーン」に対し、本校でも次の点に留意し、重点的に取り組んでいく。

(ア) 生徒の実態に応じた取組を行う。

①いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動

②生徒が主体となって運営する生徒集会

(イ) スーパー元気さわやか集会に積極的に参加していく。

①代表者による作文発表

②中学生による演劇発表

③ふれあい交流ゲーム

④保護者、地域住民、小中学生との意見交換

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

特に、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 保護者や地域、関係機関との連携

(ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に努める。

(イ) 必要に応じて、社会教育課、こども相談課、教育相談センター、越谷児童相談所、関係小中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

イ 生徒及び保護者からの情報収集

- (ア) 毎月末、「心と体の安全点検」を実施する。
- (イ) 「心と体の安全点検」から、必要に応じて、一人一人と直接話をしていく。その経過や結果は学年内で共有し、管理職へ報告する。
- (ウ) 「やりとり帳」などから交友関係や相談事の把握に努める。
- (エ) 必要に応じ、保護者からアンケート調査を実施する。
- (オ) に者面談や三者面談（教育相談）を実施する。

(3) いじめに対する早期対応

学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに、推進委員会に対し情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、直ちに全て推進委員会に報告・相談する。また、各教職員は、学校基本方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

推進委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応をする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、推進委員会へ情報共有する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている生徒への指導

- (ア) いじめている生徒への説諭
いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- (イ) 再発を防止するために、生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている生徒への支援

- (ア) 共感的態度で話を聴く
「いじめられている側にも問題がある」という考え方のないように留意する。さらに、本人のプライドを傷つけないように注意する。
- (イ) 安心して教育が受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

ウ 周りではやし立てる生徒への対応

- （ア）はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- （イ）いじめられている生徒の気持ちを考えさせ、いじている側と同様の立場であると気づかせる。

エ 見て見ぬふりをする生徒への対応

- （ア）傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。
- （イ）いじめは、他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

オ 学級への対応

次の点に留意し、いじめの早期対応、早期解消に努める。

- （ア）話し合いなどを通して、いじめを考える。
- （イ）見て見ぬふりをしないよう指導する。
- （ウ）自らの意思によって、行動がとれるように指導する。
- （エ）いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- （オ）道徳教育の充実を図る。また、特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- （カ）行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

カ 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への連絡、その他の適切な措置をとる。

キ 春日部市教育委員会への報告

- （ア）法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を春日部市教育委員会へ速やかに報告する。
- （イ）犯罪行為として取り扱うべきいじめについては教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらない。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。推進委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

(5) 学校基本方針の内容の点検と見直し

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合含む。）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等のその他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 重大事態への対処の流れ

- (1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。いじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。
- (2) いじめにより重大な被害が生じたという申出が生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な譲歩の可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言はしない。学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々しく「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。
- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。
- (4) 本校は、推進委員会を中心に春日部市教育委員会と連携して当該重大事態に関する調査を行う。
(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- (5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった

時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。)

(6) (4) の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

(7) (4) の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

(8) (4) の調査を行った推進委員会は、春日部市教育委員会へ報告する。

(9) その他の留意事項

- ① 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。
- ② 関係のあった生徒が深く傷つき、他の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

3 学校又は春日部市教育委員会による重大事態の調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味について

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者(以下「教育委員会」という。)または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

本校におけるいじめの事案で被害生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心神財産重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報の可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態とし

て調査に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言しない。

教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、春日部市教育委員会へ自体発生について報告する。

③調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに春日部市教育委員会に報告し、春日部市教育委員会と連携して調査を行う。

④調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断した時は、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、第22条に基づく学校の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて必要な専門家を加える。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明らかにすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校と春日部市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校または教育委員会は、対策調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

⑥自殺の背景調査における配慮事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項にさだめる調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ア 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校及び教育委員会は、遺族に対して主体的に在校生への質問紙による調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- エ 詳しい調査を行うに当たり、本校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- オ 調査を行う組織については、弁護士、医師、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進め、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び、経験を有する者の援助を求める。
- ク 本校が調査を行う場合においては、教育委員会から、情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別に注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道の提言を参考にする。

⑦その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。本校及び教育委員会は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等のその他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校又は教育委員会は、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られた調査結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を受ける。

②調査結果の報告

本校の調査結果については、春日部市教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて報告する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、推進委員会において毎年度、豊野中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、豊野中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

みんなの心とからだの安全点検 【4月】

年 組 番 名前

このアンケートは「金野中学校の生徒のみなさんが、自由・安全な学校生活を送ることが出来るように」ということを目的に行います。12月中にあったこと、思ったことを書いて下さい。よろしくお願ひします。 ※「はい、いいえ」のどちらかに○を圈んで下さい。

1 あなたは 誰かに「いやなことを言われたり、いやなことをされた」ことがありますか。

はい - いいえ

※「はい」と答えた人は、どういったことを言われていされたか、以下から選んで下さい(複数可)

冷やかしくからかい 悪口や悪し わざとぶつかられた、叩かれた、蹴られた
悪意をされる 持ち物が奪く奪った、捨てられた、壊された
その他()

2 あなたは 友達が「いやなことを言われたり、いやなことをされている」のを見たり聞いたりしたことがありますか。

はい - いいえ

※「はい」と答えた人は、どういったことを言われていされたか、以下から選んで下さい(複数可)

冷やかしくからかい 悪口や悪し わざとぶつかられた、叩かれた、蹴られた
悪意をされる 持ち物が奪く奪った、捨てられた、壊された
その他()

3 SNS 等のインターネット上で嫌なことを書き込まれたり送られたことがある。

はい - いいえ

4 心や体のことを心配事はありませんか？

はい - いいえ

※「はい」と答えた人は、誰に話を聞いてほしいですか？

担任 ・ 学年の男性教員 ・ 学年の女性教員 ・ 保健教員 ・ その他()

5 あなたは何か困ったことがあったときに、大人と相談できる相手はいますか？

○ 担任の先生 ・ 学年の先生 ・ 学校の先生 ・ その他()

6 その他、心配なことや気になることはありますか？(学校・家庭・地域など) ※自由記述です！

7 様々な場面(学校・家・その他)で多くの人に伝えられて来たはずですが、 ※全員が通してくだしい！
「ありがとう」と伝える等々速に伝えたいですか？ 来た、その理由は何？